

山梨県公報

第二千七百二十三号

平成二十九年

八月二十一日

月 曜 日

目次

告示	五九一
○家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除	五九一
○道路の供用開始	五九一
公告	五九一
○公共測量の終了	五九一
○公共測量の実施(三件)	五九一
教育委員会	五九一
○落札者の決定について	五九二

告示

山梨県告示第二百四十七号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十九年山梨県告示第二百二十一号)は、解除する。

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年九月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
-------	-----	---	---	----------	---------

山梨県公報 第二千七百二十三号 平成二十九年八月二十一日

公告

県道	山北山中湖線	南都留郡山中湖村平野字宮脇一 九四一番一地先から 南都留郡山中湖村平野字宮脇一 九五二番二地先まで	二一・八	平成二十九年八月二十一日
----	--------	--	------	--------------

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 二 測量の地域 富士吉田市上吉田
- 三 測量の期間 平成二十九年七月三日から同月十二日まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により忍野村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)
- 二 測量の地域 忍野村の一部
- 三 測量の期間 平成二十九年七月三十一日から平成三十年三月十五日まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 測量の地域 富士吉田市の一部
- 三 測量の期間 平成二十九年八月七日から平成三十年三月二十二日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大月市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 測量の地域 大月市の一部
- 三 測量の期間 平成二十九年八月七日から平成三十年三月三十一日まで

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年八月二十一日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

- 一 落札に係る借入物品等 学校図書館情報システム推進事業用パソコン等一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県教育庁高校教育課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年七月三日
- 四 落札者
 - (一) 名称 富士通リース株式会社
 - (二) 住所 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 五 落札金額 五千八百三十三万二千九百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十九年五月二十二日